

欧州委員会、技術移転契約に関する競争法制度改正を採択

2014年3月26日

JETRO デュッセルドルフ事務所

欧州委員会は、3月21日、ライセンサーがライセンシーに対し製品及びサービスを供給するために特許、ノウハウ、ソフトウェアを活用することを許可する技術移転契約の評価のための競争法制度の改正を採択した旨、同日にプレスリリースを行った。新制度は、5月1日から適用される。

本制度改正の目的は、研究及びイノベーションへのインセンティブを強化し、パテントプール等を通じて知的財産の普及を促進し、競争を刺激する技術移転契約についてより明確なガイダンスを提供するというもの。本プレスリリースは、ライセンス契約はイノベーションを普及する助けとなり、経済成長と消費者の福祉にとって重要な役割を果たすものである一方で、ライセンス契約を利用した市場の分断や競合技術の市場からの排除を行い得るとしつつ、ライセンス契約が競争を阻害する効果も有するものであり、これらのような反競争的契約は、EU 運営条約 (TFEU) 第 101 条によって禁止されている旨を強調する。

EU における当該分野に関する現行の法制度は、以下の 2 つの法的文書から構成される。その一方は、「技術移転一括適用免除に関する規則」(欧州委員会規則 772/2004 号: 以下「TTBER」) であり、本規則は、EU の競争ルールに適合していると見なされる一定の問題のない契約に対していわゆる「免責条項 (safe harbour)」を設けている。他方の法的文書は、EU の競争ルールの下での技術移転契約の評価に関する指針を提供する、TTBER に伴う欧州委員会ガイドライン。欧州委員会は、これら現行の法制度の改正提案を作成し、2011 年 12 月 6 日から 2012 年 2 月 3 日までの期間と、2013 年 2 月 20 日から 5 月 17 日までの期間に、併せて 2 回のパブリック・コメントを募集。利害関係者によるコメントの提出を踏まえて同改正提案を修正し、現行制度の失効期日が来月末に迫る中、今般、新制度を採択した。

本プレスリリースによれば、欧州委員会は、現行法制度に対し以下に例示する諸点を含むいくつかの変更¹を包含する。

例えば、ライセンシーが知的財産権の有効性を争った際にはライセンサーが当該契約を解除できるとの「契約解除条項」²が非排他的ライセンス契約において³採用されている場合

¹ 欧州委員会による本制度改正の概要については、欧州委員会作成のメモランダム「Antitrust: Commission adopts revised competition regime for technology transfer agreements – frequently asked questions」を参照。

² 現行の TTBER 第 5 条 1. (c)においては、いわゆる「不競争条項」は一括適用除外から明示的に

や、ライセンシーによってなされた改良をライセンサーにライセンスし返すことを義務付ける、すべての種類⁴の「排他的グラントバック条項」については、競争及びイノベーションを阻害するおそれがあることから、自動的に適用除外にはせずにケースバイケースで評価されることとなった。

また、上述の欧州委員会ガイドラインについては、「パテントプール」の競争促進性に対する評価に基づく、パテントプールの創設や同プールからの外部へのライセンスが免責条項を享受し得る旨の明示や、欧州委員会の最近の経験を踏まえた「和解合意 (settlement agreements)」に関するガイダンス等を盛り込む改訂がなされている。

— 欧州委員会によるプレスリリースは、以下参照 —

[Antitrust: Commission adopts revised competition regime for technology transfer agreements](#)

— 欧州委員会作成のメモランダムは、以下参照 —

[Antitrust: Commission adopts revised competition regime for technology transfer agreements – frequently asked questions](#)

— 改正後の TTBER は、以下参照 —

[COMMISSION REGULATION \(EU\) No \(未定\) on the application of Article 101\(3\) of the Treaty on the Functioning of the European Union to categories of technology transfer agreements \(PDF\)](#)

— 改正後の TTBER に伴う改訂後の欧州委員会ガイドラインは、以下参照 —

[COMMUNICATION FROM THE COMMISSION Guidelines on the application of Article 101 of the Treaty on the Functioning of the European Union to technology transfer agreements \(PDF\)](#)

— 欧州委員会による第 2 回のパブリック・コメント募集に関する一連の情報は、以下参照 —

[Draft proposal for a revised block exemption for technology transfer agreements and for revised guidelines](#)

除かれているが、「契約解除条項」は必ずしもこれと同様に扱われるようには規定されていない。

³ 第 2 回のパブリック・コメント募集時の欧州委員会による制度改正提案においては、ライセンス契約が排他的であるか非排他的であるかにかかわらず、一括適用除外の対象外とする旨が提案されていた。脚注 1 に前掲の欧州委員会作成のメモランダムによれば、排他的ライセンスの場合に限り、契約解除条項を一括適用除外の対象とすることで、一方では、イノベーションと外部へのライセンスに関するインセンティブを確保するとともに、他方では、イノベーション及び経済活動への障害となる無効な知的財産権を除去できるようにするよう、適切なバランスを取ることとした。前掲 1 「Antitrust: Commission adopts revised competition regime for technology transfer agreements – frequently asked questions」の B. Technology Transfer Block Exemption Regulation, *Also termination clauses fall outside the safe harbour of the TTBER* を参照。

⁴ 現行の TTBER 第 5 条 1. (a)及び(b)においては、「分離可能な (severable) 改良」に関する排他的グラントバック条項のみが一括適用除外の対象から外されているところ、今般の制度改正によって、「分離可能」な改良であるか否かを問わず、すべての排他的なグラントバック条項が一括適用除外の対象外とされた。

— 同パブリック・コメント募集への回答の概要版は、以下参照 —

[\(概要版\) OVERVIEW OF SUBMISSIONS RECEIVED FROM STAKEHOLDERS IN THE PUBLIC CONSULTATION ON THE DRAFT PROPOSAL FOR A REVISED BLOCK EXEMPTION REGULATION FOR TECHNOLOGY TRANSFER AGREEMENTS AND FOR REVISED GUIDELINES \(PDF\)](#)

— 欧州委員会による第 2 回のパブリック・コメント募集に関する欧州知的財産ニュースは、以下参照 —

[欧州委員会、技術移転契約に関する競争法制度改正案についてパブリック・コメントの募集を開始 \(2013 年 2 月 25 日\) \(PDF\)](#)

— 欧州委員会による初回のパブリック・コメント募集に関する一連の情報は、以下参照 —

[Revision of the rules for the assessment of licensing agreements for the transfer of technology under EU competition law](#)

— 製薬業界における和解合意をめぐる欧州委員会の最近の経験に関する欧州知的財産ニュースは、以下参照 —

[欧州委員会、反トラストに係る製薬業界の特許和解監視に関する第 4 回報告書を公表 \(2013 年 12 月 24 日\) \(PDF\)](#)

— 現行の TTBER は、以下参照 —

[Commission Regulation \(EC\) No 772/2004 of 27 April 2004 on the application of Article 81\(3\) of the Treaty to categories of technology transfer agreements](#)

— 現行の TTBER に伴う欧州委員会ガイドラインは、以下参照 —

[Guidelines on the application of Article 81 of the EC Treaty to technology transfer agreements](#)

(以上)